

JIS

用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

JIS K 0125 : 2016

平成 28 年 3 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 化学・環境技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	田 中 龍 彦	東京理科大学
(委員)	今 井 勇	一般社団法人日本ゴム工業会
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	大 石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大 野 香 代	一般社団法人産業環境管理協会
	小 川 修	一般社団法人日本塗料工業会
	嘉 藤 鋭	独立行政法人住宅金融支援機構
	倉 品 秀 夫	公益社団法人自動車技術会
	小 森 亨 一	一般社団法人日本分析機器工業会
	斉 藤 良	日本プラスチック工業連盟
	四角目 和 広	一般財団法人化学物質評価研究機構
	高 津 章 子	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 和 健 次	石油連盟
	中 島 眞 理	株式会社ブリヂストン
	中 村 優	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
	野 中 玲 子	一般社団法人日本化学工業協会
	保 倉 明 子	東京電機大学
	松 永 直 樹	拓殖大学
	森 川 淳 子	東京工業大学
	山 崎 初 美	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 62.2.1 改正：平成 28.3.22

官 報 公 示：平成 28.3.22

原案作成協力者：一般社団法人産業環境管理協会

(〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 2-2-1 三井住友銀行神田駅前ビル TEL 03-5209-7707)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：化学・環境技術専門委員会 (委員長 田中 龍彦)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
1.1 引用規格	1
2 用語及び定義	2
3 共通事項	2
3.1 一般事項	2
3.2 ガスクロマトグラフ法	2
3.3 ガスクロマトグラフ質量分析法	2
3.4 定量範囲	2
3.5 繰返し分析精度	2
3.6 試験環境	3
3.7 水	3
3.8 試薬	3
3.9 ガラス器具類	4
3.10 検量線	4
3.11 各工程における条件の確認	4
3.12 準備操作	4
3.13 結果の表示	4
4 試料	4
4.1 試料の採取	4
4.2 試料の取扱い	5
5 試験方法	5
5.1 パージ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法	6
5.2 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ質量分析法	13
5.3 パージ・トラップーガスクロマトグラフ法	22
5.4 ヘッドスペースーガスクロマトグラフ法	27
5.5 溶媒抽出・ガスクロマトグラフ法	33
5.6 活性炭抽出・ガスクロマトグラフ質量分析法 (1,4-ジオキサン分析)	35
5.7 溶媒抽出・誘導体化・ガスクロマトグラフ質量分析法 (ホルムアルデヒド分析)	38
附属書 A (規定) 混合標準液の調製方法	42
附属書 B (規定) 内径 0.53 mm 以上のキャピラリーカラムのガスクロマトグラフ質量分析計の条件	50
附属書 C (規定) 充填カラムを用いた際のガスクロマトグラフの条件 (A)	51
附属書 D (規定) 充填カラムを用いた際のガスクロマトグラフの条件 (B)	52
附属書 E (規定) ホルムアルデヒドのアセチルアセトン吸光光度法による定量方法	53
附属書 F (参考) 水素炎イオン化検出器 (FID) を用いたヘッドスペースーガスクロマトグラフ法による有機塩素化合物の測定	56

	ページ
附属書 G (参考) 試験方法別測定対象物質一覧	59
解 説	62

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS K 0125:1995** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

用水・排水中の揮発性有機化合物試験方法

Testing methods for volatile organic compounds in industrial water and waste water

1 適用範囲

この規格は、工業用水及び工場排水中の揮発性有機化合物のうち、ジクロロメタン、ジブromクロロメタン、テトラクロロメタン（四塩化炭素）、トリクロロメタン（クロロホルム）、トリブromメタン（ブromホルム）、ブromジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,1-ジクロロエテン（1,1-ジクロロエチレン）、*cis*-1,2-ジクロロエテン（*cis*-1,2-ジクロロエチレン）、*trans*-1,2-ジクロロエテン（*trans*-1,2-ジクロロエチレン）、テトラクロロエテン（テトラクロロエチレン）、トリクロロエテン（トリクロロエチレン）、1,2-ジクロロプロパン、1,3-ジクロロ-1-プロペン、1,4-ジクロロベンゼン（*p*-ジクロロベンゼン）、ジメチルベンゼン（キシレン）、ベンゼン、メチルベンゼン（トルエン）、クロロエチレン（塩化ビニルモノマー）、1,4-ジオキサン及びホルムアルデヒドの試験方法について規定する。

注記 1 この規格の試験方法別測定対象物質一覧を、**附属書 G** に示す。

注記 2 括弧内に慣用名を記載した化合物の名称については、以下、それらを用いる。

1.1 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

- JIS K 0050** 化学分析方法通則
- JIS K 0094** 工業用水・工場排水の試料採取方法
- JIS K 0101** 工業用水試験方法
- JIS K 0102** 工場排水試験方法
- JIS K 0114** ガスクロマトグラフィー通則
- JIS K 0123** ガスクロマトグラフィー質量分析通則
- JIS K 0211** 分析化学用語（基礎部門）
- JIS K 0215** 分析化学用語（分析機器部門）
- JIS K 0512** 水素
- JIS K 0557** 用水・排水の試験に用いる水
- JIS K 1107** 窒素
- JIS K 8027** アセチルアセトン（試薬）
- JIS K 8034** アセトン（試薬）
- JIS K 8061** 亜硫酸ナトリウム（試薬）
- JIS K 8102** エタノール（95）（試薬）